

MTF(PTS)業務についての考え方

証券取引法

➤ 平成10年12月

金融システム改革において、取引所集中義務の撤廃を受け、有価証券の売買について取引所外取引の場としてのPTSを導入(PTSとは、証券業のうち、電子的技術を利用して同時に多数の者を相手に、有価証券の売買又はその媒介等を集团的・組織的に行うものとされた(法第2条第8項第7号))。取引所ほど高度な価格形成機能を有しない取引の場を提供することは証券業務として位置付けられ、証券会社は認可を受けて行うこととされた。

なお、先物・オプション取引については、PTSの対象外とされた。

➤ 平成12年12月

証券取引法が改正され、有価証券市場の定義が「有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引を行う市場」(法第2条第14項)と改められ(改正前:有価証券の売買取引等のために証券取引所の開設する市場)、このような有価証券市場において継続的に一定の価格で有価証券等の取引が可能であり、多数の投資家が参加する可能性がある場合には、有価証券市場の開設の免許が必要(法第80条第1項)とされるとともに、証券会社が多数の顧客を相手方に証券業を行う場合には有価証券市場の開設に該当し得ることを考慮し(PTSについても有価証券市場と位置付け)、原則として証券会社が証券業を行う場合には法第80条第1項の適用除外とされる一方、高度な価格形成機能を有する方法(競売買の方法等)による場合には、法第80条第1項の免許を要するとされた(法第80条第2項)。

➤ 平成17年4月

取引所とPTSの競争条件のイコールフットイングを確保する観点から、PTSに取引所と同じオークション方式(競売買)による価格決定方法が認められた。

なお、先物・オプション取引については、現在も、PTSの対象外である。

金融先物取引法

MTF(PTS)について明文規定はないものの、証取法と同様、「金融先物市場は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、開設してはならない(法第3条)」、「何人も、第3条の規定に違反して開設される金融先物市場において金融先物取引をしてはならない(法第44条の2)」といった無免許市場の開設や取引の禁止について規定されている。

店頭取引については、昨年12月の金融先物取引法改正によって一定の者については、金融先物取引業者として登録を要することとなった。なお、のみ行為禁止の観点から、「金融先物取引業者や証券会社が一方の当事者となる場合を除き、金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場を利用して行う差金の授受を目的とした行為をしてはならない(法第44条の3第1項)」旨規定されている。

商品取引所法

MTF(PTS)について明文規定はない。なお、投資家保護の観点から、商品取引所外において商品先物取引に相当する取引を組織的・継続的に行うための「施設」の開設及び当該施設における取引は、一律に禁止される(法第6条)。ただし、商品の売買等を業として行う事業者又は金融機関が行う自己取引で、取引所が開設する市場類似の施設の開設は除く(法第331条)。